

ベビーシッター育児支援制度 Q&A

Q1. 非常勤職員で、週 10 時間のみ機構で働いています。このような働き方であっても、本割引券を使うことはできますか？

はい、利用可能です。当機構で雇用されている労働者であれば、どなたでも利用することが出来ます。

Q2. 保育等施設への送迎に制限はありますか？

原則として家庭内における保育等のサービスに必要なサービスとなり、次のアからエの規定を満たす場合にのみ対象となります。

ア 家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育等施設間の送迎ではないこと

イ 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものではないこと

ウ 送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること

エ ベビーシッターの属するベビーシッター事業者が運営する保育等施設の送迎でないこと

Q3. 『就労・職場復帰が困難な場合』とはどのようなことですか？

利用希望者の配偶者が就労している場合のほか、配偶者の病気入院等により、サービスを使わなければ就労すること(職場への復帰を含む)が困難な状況、を指します。

平成 27 年度までは産前産後に制限されていましたが、育児休業や介護休業などからの就労・職場復帰の場合にも利用出来るようになりました。

Q4. 夫婦が別居(単身赴任)している場合、別居先でもこの制度は利用できますか？

保育を受ける子どもにとって「家庭」であればそこでのシッターサービスも対象となります。

なお割引券に使用場所の記載欄があるため、「使用先は配偶者の赴任先でありもう 1 つの家庭である旨を記載してください。

Q5. ベビーシッター業者との契約書で契約者名は妻になっていますが、機構勤務の申請者

が夫の場合、その契約書を提出しても構いませんか？

申請者が締結した契約書の写しが必要となりますので、申請者本人の名前で、サービスを使用する日以前の契約書の写しを提出してください。

Q6. 割引金額の所得税の取扱いを教えてください。

割引券を使用した場合、その割引料は税務上利用者の所得となり、所得税法上、雑所得扱いとなり、確定申告が必要となります。利用者には別途通知いたします。